

下関市入札監視委員会規則第5条第9項に基づき、次のとおり公表します。

入札監視委員会（第44回）議事概要

開催日時	令和2年（2020年）11月17日（火）14：30		
場所	下関市役所本庁舎西棟5階大会議室		
委員	今村 俊一（弁護士） 香月 豊文（一級建築士） 村上 俊秀（高等学校教諭） 足立 俊輔（大学准教授）		
審査対象期間	令和2年4月1日 ～ 令和2年9月30日		
審査対象総件数	185件	（抽出工事名称）	
及び 抽 出 事 案 数	一般競争入札	174件	吉見分団第11部（蓋井島）消防機庫 改築工事 山陰終末処理場水処理電気設備工事 （第1工区）
	随意契約	11件	下関市民会館大ホール舞台吊物・迫制御盤 及び操作卓等改修工事
議事事項及び委員からの意見・質問、それに対する回答等	別紙のとおり		
指名停止措置の運用状況報告	4件4者		
委員会による意見の具申又は勧告の内容	特になし		

別紙

意見・質問	回答
吉見分団第11部（蓋井島）消防機庫改築工事	
<p>本土で実施する場合と離島で実施する場合の違いは何があるか。</p>	<p>台船代が約1,000万円必要となる。通常であれば経費が30%～35%ほどだが、この度については、75.9%となっている。</p>
<p>台船代を差し引いても約2,200万円と高いが、何にお金がかかるのか。</p>	<p>平成29年の六連島での工事は、1回目不調、2回目不調、3回目での落札で、繰越した経緯があった。原因の聞き取りを行った結果、人為的な要因で割高になることがわかった。本土と離島で同じ作業をするにしても、職人を一人派遣することになるため、ずいぶん金額が違う。そのため、経費を抑えるために木造とし、工事費を減らした。離島のため、すべてにおいて公共積算では合わないため、見積を徴取して積算している。</p>
<p>直近の工事で内日の江後でも同様の建築を行っているが、規模の違いはどうか。</p>	<p>蓋井島は26.1㎡の木造、江後は40.5㎡の鉄骨造としている。平米単価（経費込み）は蓋井島が1,116,130円、江後が602,593円となっている。</p>
<p>直近で類似の木造を建てたことはあるか。</p>	<p>消防機庫については、平成17年の合併以降は原則鉄骨造で建てているため、木造はない。</p>
<p>本土で同種・同等のものをつくるといくらになるか。</p>	<p>消防機庫は耐震性の強いものにするため鉄骨造で作っており、木造がないため比較ができない。</p>
<p>島の方は本土の数倍の値段で家屋を建てているのか。</p>	<p>民間の建築は不明だが、台船代が非常にネックになる。経費についても本土では30%～35%でいいが、蓋井島は</p>

<p>平成30年度の彦島迫町消防機庫と金額が同等だが、同規模か。</p> <p>平米単価で割り戻しても高い印象がある。</p> <p>解体についても、経費は割高になるのか。</p> <p>他市の事例で、台船代を安くするプロセスやアイデアなど参考になるものはなかったのか。</p> <p>民間ではそんなに高いお金で建ててはいないと思う。入札では歪が出てくるのではないか。また、中国地方は離島が身近だと思うので、もう少し調べてはみてはどうか。</p>	<p>75.9%である。民間とは考え方が違うとは思いますが、島であれば公共積算は本土より経費が掛かる。</p> <p>彦島迫町のほうが2倍大きい。</p> <p>台船代は1回で約100万円かかるため、台船代をいかに減らすかを考えた。六連島のように鉄骨造で建てると経費がかさむため、木造で建設し、なるべく安価に設計した。</p> <p>解体についても、経費が約75%かかってくる。また、島に廃棄物を置くことができないため、台船が必要となる。職人を本土から派遣しているため、作業時間は短くなる。宿泊は宿泊費がかかる上、今年はコロナの関係でそもそも宿泊ができなかった。</p> <p>山口県及び県内の市町では事例なし。山口県に依頼し、中国地方の他県の状況も確認してもらったが事例なしとのことであった。また、台船を所有しているところも限られる。下関では1隻、他は門司から持ってくることになる。一番規模の小さい台船で、何回で本土まで持ってこられるか試算し、設計した。なるべく安価になるよう考えて設計を行っている。</p> <p>蓋井島にはかつてコンクリートのプラントがあった。当時は、家を建てる際にプラントがあって、台船を持っていなくてもその場でコンクリートを作ることができたため、安くできたと思われる。現在、そのプラントは</p>
---	---

<p>頻度は何回を想定したか。</p> <p>資材などは渡船等で運ぶことはできないのか。</p> <p>台船の回数を減らせないのか。</p> <p>今後も離島の工事はあると思うので、見直せるところは見直してもらいたい。</p>	<p>形跡しか残っていない。</p> <p>7回を想定した。</p> <p>渡船で持っていけるものは確認し、持っていつている。機械の搬入や、解体を含めての回数である。新築工事を行い、消防機庫の中の物を移動させ、その後に解体を行うため、一度にできないところもある。</p> <p>外構等もあり、コンクリート打つ場合も1回ではできないため、回数が増えてしまう。</p> <p>平成29年の六連島での工事は繰越となった。今回落札できなければ、海が荒れるので来年まで入札できなくなる。チャンスは1年に1回しかない。なるべく安価となるよう鉄骨造から木造に見直しを行っている。さらに安価となるよう、今後も模索していきたい。</p>
<p>山陰終末処理場水処理電気設備工事（第1工区）</p>	
<p>入札者が1者のみとなった理由と落札率が高い理由は何か。</p>	<p>1者の理由としては、本工事の中に一部機能増設が含まれていることが考えられる。既設の設備を改造するため、品質保証、責任の所在の観点から製造会社以外は難しい。落札率が高い理由については、本工事は単なる増設工事ではなく、処理場内の新設工事に伴う一部分の増設工事のため、新規の業者も参加可能と判断し、競争入札としたが、結果的には当初工事を行った業者1者の入札となったことが考えられる。</p>

<p>随意契約は考えなかったのか。</p>	<p>今回の目的は新設工事で、機能増設は工事の一部であり、積算時に当初工事を行った業者以外のメーカー複数社から、見積の徴取が可能であったため、競争性が担保できると判断した。</p>
<p>下関市民会館大ホール舞台吊物・迫制御盤及び操作卓等改修工事</p>	
<p>舞台等の操作機構が特殊だとは思えないが、随意契約の理由は何か。</p> <p>特許等があるわけではなく、工事も普通のものであるので、なぜ随意契約なのか疑問が残る。何か特別な理由があるのか。</p> <p>他市の随意契約のガイドライン等を見ると、業務等に精通していることは理由にならないとなっているが、その範疇を出ていないのではないか。</p> <p>保守業者であれば確実に安全性が保てるのか。</p> <p>吊物・制御盤等の機械は汎用性のない特注品か。</p>	<p>既存の舞台吊物装置（舞台照明・スクリーン・緞帳の機構部とそれを操作する制御盤、操作卓等）の中の制御盤、操作卓を改修するため、既存部分の機構部の保守業者と改修業者が異なることで不具合が起きないように、安全性を担保することが第一と考えた。</p> <p>特許等の理由はない。ただし、設置から保守業務まで一社が業務を行っているため、システムの操作部分ではあるが、他社が入ることで運営に支障をきたすことがないように随意契約することが最善と考えた。</p> <p>保守の範囲は舞台吊物と舞台制御盤となる。今回は、舞台吊物は変えずに、制御盤と操作卓のみの改修としている。そのため、保守業者以外が一部を改修した場合、保守業者にその部分の責任を問うことはできず、それに伴い舞台吊物を含めた全体の安全性の担保が取れないことから随意契約とした。</p> <p>事故がないとは言い切れないが、責任は100%保守業者が負う。</p> <p>市民会館にあわせて作られたものである。</p>

<p>第3者による改修は不可能なのか。</p> <p>契約課としての意見はどうか。</p> <p>基本は競争入札をするべきで、随意契約は例外のため、必ず第3者ではできないのか検討する必要があると思う。</p> <p>舞台吊物とその制御の機械はセットか。</p> <p>慣れた業者でなければ、不都合が出た場合の保証ができないというのは随契約理由となるのか。</p>	<p>「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」として、随意契約ガイドラインの「特殊な設備・機器の製作者と運転・保守管理等の契約をするとき」に適合すると判断し、随意契約を行った。</p> <p>随意契約の理由として、舞台吊物等は、汎用のものでないため、対応できる業者は製作した業者のみであるという説明を受け、本市の随意契約ガイドラインと照らし合わせて、該当していると判断して、随意契約を行った。</p> <p>セットになる。</p> <p>本市の随意契約ガイドラインに地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の例として「特殊な設備の機器の製作者と運転・保守管理等の契約をするとき」とあり、それに該当すると判断した。</p>
<p>審 議</p>	
<p>離島の工事は、できるだけ金額を下げるような工夫を今後も引き続き行ってもらいたい。</p> <p>随意契約の理由については、適正かどうか慎重に考えること。</p>	